教員選考委員会規程

（制定　昭和37年9月1日）

改正　昭和48年4月1日　昭和51年7月2日　昭和59年4月1日
平成元年9月29日　令和4年2月24日　令和4年9月28日
令和5年3月22日

（趣旨）

第1条　この規定は、岐阜市立女子短期大学教員人事委員会規程第6条第3項の規定に基づき教員選考委員会（以下「委員会」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条　委員会は、岐阜市立女子短期大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）の委員の中から選出した次の各号に定める者によって組織する。

(1)　選考の対象となる教員が所属若しくは所属を予定する学科（以下「当該学科」という。）以外の各学科から選出された者1名以上計3名。ただし、昇任選考の場合は、原則として、教員選考規程第9条第1項に規定する推薦者以外の者とする。

(2)　当該学科から選出された者2名。ただし、昇任選考の場合は、原則として、教員選考規程第9条第1項に規定する推薦者とする。

2　委員会には委員長を置き、委員の互選をもってあてる。

3　委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

4　委員長は、委員会を総理する。

5　委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

6　委員会の委員の任期は、教員人事委員会規程第6条第2項の規定による設置の目的が達成する日までとする。

（会議の招集、成立）

第3条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開会できない。

3　議決には、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

（会議）

第4条　委員会は、必要があるときは、委員以外の教員の意見を求めることができる。

（報告）

第5条　委員会は、別に定める本学教員選考基準に基づいて調査審議し、速やかに教員人事委員会に報告するものとする。

附　則

この規程は、昭和37年9月1日から施行する。

附　則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、昭和51年7月2日から施行する。

附　則

この規程は、昭和59年4月1から施行する。

附　則

この規程は、平成元年10月20日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年２月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、令和4年 9月28日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。